

第10章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1. 費用負担

法第41条の規定により、湧別町の水防に要する費用は、湧別町が負担するものとする。

法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2. 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請するものとする。

第2節 公用負担

1. 公用負担

法第28条第1項、第2項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は法第28条第3項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、別記様式1に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

別記様式1

第 号
公 用 負 担 権 限 委 任 証
住 所 職 名 氏 名
上記のものに 区域内における水防法第28条1項の権限行使について 委任したことを証明する。
年 月 日
委任者 職氏名
印

3. 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式2に定める公用負担命令票を2通作成しその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

別記様式2

第 号	公用負担命令票	住所
		氏名
水防法第28条1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。		
1. 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名称		
(3) 種類		
(4) 数量		
2. 負担内容 (使用、収用、処分等について詳記すること)		
年	月	日
	命令者 職氏名	印

4. 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。